

議案第 23 号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第 40 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 期 <u>6 月 15 日から同月末日まで</u></p> <p>第 2 期 <u>8 月 1 日から同月末日まで</u></p> <p>第 3 期 <u>10 月 1 日から同月末日まで</u></p> <p>第 4 期 <u>12 月 1 日から同月末日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 期 <u>5 月 1 日から同月末日まで</u></p> <p>第 2 期 <u>7 月 1 日から同月末日まで</u></p>	<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第 40 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 期 <u>6 月 1 日から同月 30 日まで</u></p> <p>第 2 期 <u>8 月 1 日から同月 31 日まで</u></p> <p>第 3 期 <u>10 月 1 日から同月 31 日まで</u></p> <p>第 4 期 <u>12 月 1 日から同月 25 日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 期 <u>5 月 1 日から同月 31 日まで</u></p> <p>第 2 期 <u>7 月 1 日から同月 31 日まで</u></p>

<p>第3期 <u>9月1日から同月末日まで</u>  第4期 <u>11月1日から同月末日まで</u>  2～4 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)  第83条 略  2 軽自動車の納期は、<u>5月1日から同月末日まで</u>とする。</p> <p>(軽自動車税の減免)  第89条 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当する軽自動車等</u>にあっては、軽自動車税を減免することができる。  (1) <u>生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者の所有する軽自動車等</u>  (2) <u>公益のため直接占有するものと認める軽自動車等</u>  2及び3 略</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)  第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を<u>減免</u>することができる。  (1)及び(2) 略  2～4 略</p>	<p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u>  第4期 <u>11月1日から同月30日まで</u>  2～4 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)  第83条 略  2 軽自動車の納期は、<u>5月1日から同月31日まで</u>とする。</p> <p>(軽自動車税の減免)  第89条 町長は、<u>公益のため直接専用するものと認める軽自動車等</u>に対しては、軽自動車税を減免することができる。  2及び3 略</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)  第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を<u>減免</u>する。  (1)及び(2) 略  2～4 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の町税から適用する。